

ゴルフツーリズム PR 動画作成委託業務仕様書

1 事業名 ゴルフツーリズム PR 動画作成委託業務

2 事業目的

ゴルフツーリズムを推進するにあたり、本県の観光情報やゴルフ環境の魅力を国内外に PR するための動画を作成し、あらゆる機会での情報発信を行うことで、本県の認知度、魅力度向上を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和 2 年 9 月 7 日（月）まで

4 委託内容

<企画・コーディネート関連>

- (1) コンサルテーション／情報収集・提供
- (2) 事前の現地調査（ロケハン／下取材・撮影／関係者との協議）
- (3) 撮影全般に関する調整（取材日程調整等）
- (4) 現地の交通、現地移動手段、宿泊等の手配
- (5) 出演者・翻訳者手配（適任者選定、出演者・翻訳者向け事前資料準備含む）
- (6) 制作物のネイティブチェック
- (7) 報告書の作成

<動画制作関連>

- (8) 作成する動画は下記 (10) にあるメインターゲットに対する訴求効果を配慮の上、下記の映像を日本語・英語バージョンをそれぞれ制作すること。
 - ① 広告バージョン・・・SNS 広告等（30 秒～1 分程度）
 - ② ショートバージョン・・・商談会等でのセッション（1 分～2 分程度）
 - ③ フルバージョン・・・商談会等でのセッション（3 分～5 分程度）
 - ④ セミナーバージョン・・・ゴルフコンベンション会場での放映（8 分～10 分程度）
- (9) 撮影対象：宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課（以下、観光推進課という。）の指定するゴルフ場（宮崎市内 5 か所程度）、本県観光地（県内 5 か所程度）、宿泊施設（宮崎市内 3 か所程度）及びグルメ情報（3 つ程度）など。
- (10) メインターゲットは、英語版は欧米を中心とした海外のツアーオペレーター、日本語版は国内のツアーオペレーター、旅行会社とする。

(11) 想定する動画の用途

- (ア) ゴルフコンベンション (International Golf Travel Mart、Asia Golf Tourism Convention、North America Golf Tourism Convention) その他国内外におけるイベント会場での放映、USB 媒体等による配布。
- (イ) SNS、動画配信投稿サイトでの広告配信、関係ウェブサイト上での公開など。

5 その他

- ・ 契約書及び本仕様書に定めのない事項において疑義が生じた場合には、観光推進課と協議の上、観光推進課の指示に従うものとする。
- ・ 本業務にかかる撮影、編集、報告等の一切の経費（交通費、撮影経費等）は、全て事業費に含まれるものとする。
- ・ 本業務で成果品として納品される動画の著作権、肖像権等の一切の権利は、観光推進課に帰属するものとする。なお、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾に係る費用は、事業費に含まれるものとする。
- ・ 動画の制作にあたっては、空港からゴルフ場、ホテル、観光地などへのアクセスやゴルフ場の特徴、観光地や食の魅力等についてもPRできるよう工夫すること。
- ・ 宿泊施設については、観光推進課が指定するコンベンション施設についても撮影を行うこと。
- ・ その他、全体を通じ実施した方が良い内容がある場合は、積極的に提案すること。
- ・ 本業務で得られた情報について、観光推進課の許可なくして流用してはならない。

6 報告書の提出

(1) 事業実施報告書

履行期限までに、事業実施報告書を提出すること。

- ・ 仕様：A4縦、横書き、左綴じ
- ・ 提出部数：4部

(2) 成果物

事業実施報告書提出時に下記成果物についても併せて提出すること。

- ・ 制作した動画全てを収めたDVD-ROM 4枚

※編集可能な電子データにて提出すること。

※最新のウイルスチェックを実施し、そのウイルスチェックを行ったソフト名、バージョン名、ウイルスチェック日をDVD-ROMに明記又は貼付すること。